

## 41. 100. 04

**「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする」  
ことができない蓋然性が高い商標登録出願について**

商標審査基準 第1 二 2.

(2) 指定役務が、例えば、次のような場合には、商標を使用できない蓋然性が高いものとして、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する旨の拒絶理由の通知を行い、出願人が指定役務を行いうるか確認する。

(例)

指定役務に係る業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている場合であって、願書に記載された出願人の名称等から、出願人が、指定役務に係る業務を行い得る法人であること、又は、個人として当該国家資格等を有していることのいずれの確認もできない場合。

例えば、以下の例のような役務については、業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている。

したがって、これらの役務を指定する出願がされた場合には、国家資格を有する者の名簿や出願人の名称等から、出願人が以下(1)又は(2)のいずれかに該当するか否かを確認する(出願人が個人である場合は(ア)の事項を、法人である場合は(イ)の事項を確認する)。

出願人による提出書類の記載及び職権調査の結果をふまえても、出願人が(1)又は(2)のいずれかに該当すると確認できない場合は、出願人が当該役務について商標を使用できない蓋然性が高いものとして、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する旨の拒絶理由の通知を行い、出願人が指定役務を行いうるか確認する。

その後、出願人からの応答により、出願人が以下(1)又は(2)のいずれかに該当することが確認できた場合には、当該拒絶理由は解消するものとする。

- (1) 個人として当該国家資格等を有していること
- (2) 指定役務に係る業務を行い得る法人であること

なお、以下の例のような役務を、例えば、「その役務に関する情報の提供」、「その役務に関する助言」に補正することは要旨の変更であることに留意する。(例えば、「医業」を「医業に関する情報の提供」と補正した場合。)

〈例〉

①役務「訴訟事件その他の法律事務」については弁護士又は弁護士法人(弁護士法第72条)

(ア) 弁護士であることの確認

日本弁護士連合会HP：弁護士検索

(<http://www.bengoshikai.jp/>)

(イ) 弁護士法人であることの確認

名称に「弁護士法人」の文字を使用していると認められること。

**弁護士法第72条**

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

② 役務「登記又は供託に関する手続の代理」については司法書士又は司法書士法人（司法書士法第73条）

(ア) 司法書士であることの確認

日本司法書士会連合会HP：司法書士検索

(<http://www.shiho-shoshi.or.jp/doui.html>)

(イ) 司法書士法人であることの確認

名称に「司法書士法人」の文字を使用していると認められること。

**司法書士法第73条**

司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

③ 役務「工業所有権に関する手続の代理」については弁理士又は特許業務法人（弁理士法第75条）

(ア) 弁理士であることの確認

日本弁理士会HP：弁理士ナビ

(<http://www.jpaa.or.jp/?cat=775>)

(イ) 特許業務法人であることの確認

名称に「特許業務法人」の文字を使用していると認められること。

**弁理士法第75条**

弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

④ 役務「財務書類の監査又は証明」については公認会計士又は監査法人（公認

会計士法第47条の2)

## (ア) 公認会計士であることの確認

日本公認会計士協会HP：公認会計士等検索

([https://www.jicpa.or.jp/cpa\\_search/](https://www.jicpa.or.jp/cpa_search/))

## (イ) 監査法人であることの確認

名称に「監査法人」の文字を使用していると認められること。

公認会計士法第47条の2

公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。

⑤ 役務「税務相談」及び「税務代理」については税理士又は税理士法人（税理士法第52条）

## (ア) 税理士であることの確認

日本税理士連合会HP：税理士情報検索サイト

(<https://www.zeirishikensaku.jp/>)

## (イ) 税理士法人であることの確認

名称に「税理士法人」の文字を使用していると認められること。

税理士法第52条

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

⑥ 役務「医業」については医師又は医療法人（医師法第17条等）

## (ア) 医師であることの確認

厚生労働省HP：医師等資格確認検索

(<https://licenseif.mhlw.go.jp/search/jsp/top.jsp>)

## (イ) 医療法人であることの確認

名称に「医療法人」の文字を使用していると認められること（「医療法人」であっても、その名称中に「医療法人」の名称を含まない場合もあることに留意する）等により確認。

医師法第17条

医師でなければ、医業をなしてはならない。

⑦ 役務「歯科医業」について歯科医師又は医療法人（歯科医師法第17条等）

## (ア) 歯科医師であることの確認

厚生労働省HP：医師等資格確認検索

(<https://licenseif.mhlw.go.jp/search/jsp/top.jsp>)

## (イ) 医療法人であることの確認

名称に「医療法人」の文字を使用していると認められること（「医療法人」であっても、その名称中に「医療法人」の名称を含まない場合もあることに留意する）等により確認。

**歯科医師法第 17 条**

歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

⑧ 役務「調剤」については薬剤師、医師、歯科医師又は薬局の開設の許可を受けた法人（薬剤師法第 19 条等）

(ア) 薬剤師であることの確認

厚生労働省HP：薬剤師資格確認検索

([https://licenseif.mhlw.go.jp/search\\_iyaku/top.jsp](https://licenseif.mhlw.go.jp/search_iyaku/top.jsp))

医師又は薬剤師であることの確認については、⑥(ア)又は⑦(ア)を確認。

(イ) 薬局の開設の許可（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条第 1 項）を受けていることの確認

**薬剤師法第 19 条**

薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。（略）

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第 3 条第 1 項柱書」の審査基準](#)